

平成 2 2 年度

財 政 健 全 化 審 査 意 見 書
経 営 健 全 化 審 査 意 見 書

いなべ市監査委員

い 監 査 第 9 3 号
平成 2 3 年 8 月 2 2 日

いなべ市長 日 沖 靖 様

いなべ市監査委員 羽 場 恭 博
いなべ市監査委員 位 田 まさ子

平成 2 2 年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に係る審査
意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条
第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された、健全化判断比率及び資
金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査を行
ったので、次のとおり意見を提出します。

目 次

財政健全化審査意見書

1 審査の対象	1
2 審査の期間	1
3 審査の方法	1
4 審査の結果	1
(1) 総合意見	1
(2) 個別意見	1
(3) 是正改善を要する事項	2

経営健全化審査意見書

1 審査の対象	3
2 審査の期間	3
3 審査の方法	3
4 審査の結果	3
(1) 総合意見	3
(2) 個別意見	3
(3) 是正改善を要する事項	4

平成 22 年度財政健全化審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により算定された平成 22 年度決算における健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成 23 年 8 月 10 日から平成 23 年 8 月 22 日まで

3 審査の方法

この財政健全化審査は、市長から提出された平成 22 年度決算における健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、各会計の歳入歳出決算書、関係書類等と照合するとともに、関係職員から説明を聴取し審査を行った。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	平成 22 年度	平成 21 年度	早期健全化基準	備考
① 実質赤字比率	— %	— %	12.88 %	
② 連結実質赤字比率	— %	— %	17.88 %	
③ 実質公債費比率	10.9 %	11.7 %	25.0 %	
④ 将来負担比率	39.8 %	75.0 %	350.0 %	

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成 22 年度の実質赤字比率は、実質収支額が黒字であったため、比率を算定する必要がなかった。結果、早期健全化基準の 12.88%を下回り、良好な状態であると認められた。

② 連結実質赤字比率について

平成 22 年度の連結実質赤字比率は、実質黒字又は資金剰余の状況であったため、比率を算定する必要がなかった。結果、早期健全化基準の 17.88%を下回り、良好な状態であると認められた。

③ 実質公債費比率について

平成 22 年度の実質公債費比率は 10.9%で、平成 21 年度に比べ 0.8 ポイント改善されている。この主な要因は、普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額の増加によるものである。なお、早期健全化基準の 25.0%と比較するとこれを 14.1 ポイント下回り、良好な状態であると認められた。

④ 将来負担比率について

平成 22 年度の将来負担比率は 39.8%で、平成 21 年度に比べ 35.2 ポイント改善されている。この主な要因は、債務負担行為に基づく支出予定額及び公営企業債等繰入見込額額の減少、並びに充当可能基金が増加したことによる。なお、早期健全化基準の 350.0%と比較するとこれを大幅に下回り、良好な状態であると認められた。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

平成 22 年度経営健全化審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により算定された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

平成 22 年度いなべ市水道事業会計
平成 22 年度いなべ市下水道事業特別会計
平成 22 年度いなべ市農業集落排水事業特別会計

2 審査の期間

平成 23 年 8 月 5 日から平成 23 年 8 月 22 日まで

3 審査の方法

この経営健全化審査は、市長から提出された平成 22 年度決算における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、各会計の歳入歳出決算書、関係書類等と照合するとともに、関係職員から説明を聴取し審査を行った。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

資金不足比率

公営企業会計	平成 22 年度	平成 21 年度	経営健全化基準	備考
いなべ市水道事業会計	— %	— %	20.0 %	
いなべ市下水道事業特別会計	— %	— %	20.0 %	
いなべ市農業集落排水事業特別会計	— %	— %	20.0 %	

(2) 個別意見

水道事業会計並びに下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計

の平成 22 年度における資金不足比率は、それぞれの会計において資金剰余の状況であったため、比率を算定する必要がなかった。結果、経営健全化基準の 20.0%を下回り、良好な状態であると認められた。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。